

# 令和5年度 いじめ防止基本方針

雲南市立三刀屋中学校

## 1. はじめに

「いじめ」についての基本的な認識

- ① いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であり、許すことのできない行為である。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

学校では、「いじめ」を訴えた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 2. いじめ防止の基本的な姿勢

- 生徒の豊かな心を育む活動を通して、生徒相互の温かな人間関係を醸成する。
- 人権意識を高める教育を行い、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりを充実させる。
- いじめを見抜く教職員の目を養い、悩みや苦しみを気軽に相談できる教職員と生徒間の人間関係を醸成する。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題は、学校のみで解決することに固執しない。速やかに保護者、教育委員会に連絡、報告するとともに、必要に応じ関係諸機関と連携を図る。
- いじめや人間関係のトラブルが生じた際には、特定の教職員が抱え込むことなく、迅速にかつ組織的に対応する。
- いじめの訴えに対しては、親身に対応し、当該生徒が苦しみからいち早く解放されるよう、保護者との連携を通して最大限の努力をする。

## 3. いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 相談窓口

- ・学級担任、生徒指導主事、養護教諭をいじめ等の相談、通報窓口として、生徒・保護者に周知する。
- 相談・通報があったときは、速やかに対策委員会に報告する。

### (2) いじめ・不登校対策委員会

#### ① 構成員とその目的

- ・管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等によるいじめや不登校の未然防止や早期発見・対処等組織的な対応を行うための常設の委員会。（臨時に学級担任及びSC、SSW、教委担当者、警察署員、保健師等の外部専門家を入れることもある）

#### ② 委員会が担う役割

- ・いじめや不登校に関するわずかな兆候や懸念、生徒・保護者等からの訴えに対して、学校の中核として対応する。
- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核的役割を担う。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携など、組織的に対応するための中核としての役割を担う（緊急会議には、教育支援CNも同席し、記録並びに市教委への連絡を行う。）

### (3) 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行った生徒とその保護者に対して適切に支援、指導ができるよう、学校相互間の連携協力体制を構築する。

### (4) 学校と家庭・地域との連携・協働促進

学校は、より多くの大人が子どもの悩みを受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携・協働を促進するようにする。

## 4. いじめ防止、早期発見の具体的な取り組み事項

### (1) 生徒相互の温かな人間関係の醸成

- ・達成感やできる喜びを感じる授業や活動を工夫する。
- ・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等の実施。
- ・ペア学習、グループ学習を取り入れる。
- ・生徒会や学校行事、部活動での交流を大切にする。
- ・部活動を大切に、活動に熱中できる環境を整備する。
- ・終礼や行事、学期末等に他者評価を行い、互いのよさを認め合う時間を設定する。
- ・終礼時に、今日よかったことを話すなどの工夫をする。
- ・掲示物を工夫する。(優れた作品や努力した人等)

### (2) 教職員と生徒間の人間関係の醸成

- ・あいさつをしたり、積極的に声をかけたり、生徒の様子をキャッチする。
- ・情報を集め、タイムリーに声をかける。(活躍した時、誕生日など)
- ・生活ノートによる交流を大切にする。
- ・生徒の声に傾聴する。
- ・「ほめる」声かけを重視する。
- ・欠席者への配慮(電話連絡、家庭訪問、学習補充)

### (3) 人権意識を高める教育

- ・全校生徒を対象にいじめや人権、生命の尊重について講話をする。
- ・心に響き自己を振り返るよう一層道徳の時間を工夫する。
- ・教科学習の中でも道徳の価値項目を意識した展開をする。
- ・人権標語を募集し、校内掲示する。

### (4) 早期発見(実態把握・情報収集)

- ・毎学期、アンケート等をもとに教育相談を実施する。
- ・アンケートQ-U等を用いた調査を実施し、個々の生徒の学級の満足度を知る。(配慮を要する生徒については、継続的に観察や面談等の対応を行う。)
- ・掲示物、下駄箱、机、椅子、ロッカーの様子をこまめに点検する。(掃除、下校時等)
- ・授業開始時刻より早く教室に行く等、休憩時間や休憩時間の生徒の様子を見る。
- ・子どもの些細なサインや微細な変化を見逃さない。
- ・気になる生徒については、学年部や管理職に伝える。
- ・生活アンケート調査の実施。それをもとに教育相談を行う。
- ・いつでも相談に応じる姿勢でいる。気になる生徒には積極的に声をかける。
- ・養護教諭が保健室にいる時間を多くする。(特に休憩時間)
- ・保護者との情報共有(懇談、PTA活動、行事、欠席時の電話連絡等)

### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒及び保護者に対してPTA総会や研修会等を通して啓発活動を行う。

### (6) いじめ防止等への取組の点検・充実

学校は、いじめの実態把握や取組状況、その解決・再発防止に向けての取組状況を学校評価に位置づけ、点検し評価を行う。取組状況の改善、修正を随時行う。

### (7) 職員の情報交換、協議、研修

- ・教職員同士の連携を密にする。
- ・職員会議で生徒について情報交換の時間をもつ。

・いじめ問題、生徒理解、人権問題について研修の機会をもつ。

#### (8) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、児童生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童生徒について情報共有を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

### 5. いじめやトラブルの訴え、発見時の対応

#### (1) 組織的な対応

いじめや、人間関係のトラブルが疑われる事象を発見したり、訴えがあったりしたときは、速やかにいじめへの対応マニュアルを基本とした柔軟で組織的な対応をとる。

#### (2) 留意点

##### ① 被害生徒から事情を聞く際の留意点

役割分担に従い、学級担任（または該当生徒が話しやすい教員）が事情を聞く際には、次の点に留意する。生徒の話は記録にとり、確認もとる。記録は「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、基本方針や役割分担に修正が必要かどうかを検討する。

- カウンセリングマインドをもって接する。
- いじめの実態をいち早くつかもうと、対応が詰問にならないように。
- いじめられている辛さ、孤独感に共感することに力量を注ぐ。

※身柄の安全を確保し、安心して話ができるように聞く。

##### ② 被害生徒の保護者との話し合いの際の留意点

保護者とは次の点に留意しながら十分話し合い、今後の学校の指導方針を説明し、理解と協力を得る。話し合いの際には、上記及び下記に留意する。

- 家庭訪問による。
- 状況に応じて、該当生徒も加わっての話し合いをする。

##### ③ いじめていた生徒、その保護者との話し合いをする際の留意点

いじめられていた本人、保護者の同意を得て、いじている生徒に状況を聞く。

いじめていた生徒の了解のもと家庭訪問し（場合によっては複数の教員で）、保護者に状況を十分に理解してもらうとともに、家庭での話し合いを依頼する。

なお、生徒との話し合いの際には次の点に留意する。

- いじている生徒の気持ちを十分聞く中で、気づかせていく。

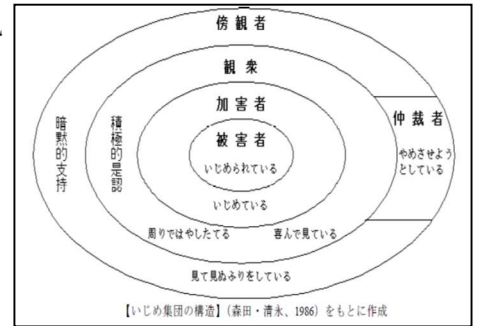
※叱責、説教は状況への付随的なもの。

- いじめの行為に対する毅然とした指導は必要だが、非行に対する憎しみと正義、潔癖感から、必要以上に理詰めで生徒を追い詰めることは避ける。

※子どもは過ちを犯しながら成長・発達していくという、発達への理解をもって受容的に指導にあたることも忘れない。

#### ④学級及び全体での指導

- いじめた者、いじめられた者だけの問題でなく、「聴衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在であり、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されることを学級全体に十分指導する。
- いじめの解消への学級としての取組について話し合いをもつ。



#### (3) 継続的な指導、対処

いじめ・不登校対策委員会では、学年の実践を検証しながら、次への対応を多面的に話し合う。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。（ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### 【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### 【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 6. 重大事態への対処

##### (1) 重大事態とは

- 生徒が自殺を企図した場合及び精神性の疾患を発症した場合
- 身体への重大な傷害、金品等に重大な被害を被った場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### (2) 報告と調査

重大事態の発生時には、教育委員会と協議し、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行う組織、方法については教育委員会の指示に基づくものとする。

##### (3) 調査結果の提供及び報告

調査実施前に、被害生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査事項
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。